

令和6年

第7回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和6年9月27日（金）

伊勢原市農業委員会

第7回伊勢原市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年9月27日（金）午前10時10分から10時55分まで
- 2 開催場所 伊勢原市役所2階 2C会議室
- 3 委員在任定数 10名
1 梶 政博 6 田中 真紀子
2 重田 千秋 7 麻生 伸一
3 古屋 幸男 8 越水 一雄
4 今井 恵美子 9 大木 克美
5 田中 光男 10 鈴木 雅之
- 4 出席委員数 10名（その他、農地利用最適化推進委員12名出席）
- 5 欠席委員数 0名
- 6 署名委員 重田 千秋
古屋 幸男
- 7 議長 鈴木 雅之
- 8 事務局職員出席者
田中 則行
服部 孝喜
片山 淳二
岡部 拓弥
岸 好夫
- 9 傍聴者 なし
- 10 審議内容 (開会 午前10時10分)

- [事務局] 在任定数10名、出席委員全員により定足数に達していることを報告します。
- [議長] 只今より第7回伊勢原市農業委員会総会を開催します。
本日の審議事項は、報告4件、議案3件となっております。
- [議長] 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 相続等によって農地の権利を取得したときに届出が必要となります。
内訳は、大山高部屋地区で1件、比々多地区で2件、成瀬地区で1件、大田地区で1件の届出を受理しています。
なお、第三者への斡旋について希望がありませんでした。

- [議長] 何か御質問がございましたらお願いします。
- 【質問なし】
- 無いようですので、次に移ります。
- [議長] 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 市街化区域内にある農地について、農地以外のものにするときは、届出をすることとされています。
- 伊勢原地区で3件について、専決により届出を受理しましたので報告します。
- なお、報告第2号の1については、昭和50年ごろに一般個人住宅へ、報告第2号の2については、昭和63年ごろに露天駐車場へ転用したものであり、農地法上の支障はないと考えられることから、追認することに支障はありません。
- 報告第2号の3については、露天駐車場へ転用を行うものです。
- [議長] 何か御質問がございましたらお願いします。
- 【質問なし】
- 無いようですので、次に移ります。
- [議長] 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにするときは、届出をすることとされています。
- 伊勢原地区で4件、成瀬地区で1件について、専決により届出を受理しましたので報告します。
- 報告第3号の1と2、4、5については一般個人住宅として転用を行い、報告第3号の3については、道路に転用を行うものです。
- [議長] 何か御質問がございましたらお願いします。
- 【質問なし】
- 無いようですので、次に移ります。
- [議長] 報告第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。成瀬地区で1件の証明願いがありました。
- 報告第4号の1について、対象農地は、高森7丁目に3筆、面積は1,408平方メートルです。
- 9月5日に事務局で現地調査を行い、ユリの栽培がなされている事を確認しています。9月11日付けで専決処分にて証明書を発行しました。

- [議長] 何か御質問がございましたらお願ひします。
- 【 質疑なし 】
- 無いようですので、次に議案に移ります。
- [議長] 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 農地の権利設定又は所有権移転をしようとする場合は、農業委員会の許可が必要となります。大田地区で1件の申請がありました。
- 議案第1号の1について、申請地は下谷字廣町の1筆、上平間字木之下の1筆、同字十五町の2筆、同字四反田の1筆、同字堤の2筆、下平間字中の1筆、同字丸山の1筆、同字谷原の1筆、同字東下の3筆、同字谷原下の3筆、同字久保尻の3筆、同字大原の1筆、合計20筆、面積は11,255.61平方メートルです。
- 當農計画書について、購入初年度は緑肥等を用いて土作りを主に行うことでした。また、自家消費用の少量の露地野菜の作付けでスマールスタートし、将来的には田では水稻、畠では露地野菜・果樹等を作付けすることでした。
- また、水稻の育苗用の苗床や農業拠点としての農業用倉庫の整備を行うことも見据えていることで、将来的な當農意欲や展望も確認しています。
- 譲渡人は海老名市にお住いの方で、譲受人は平塚市にお住まいの方で、平塚市・厚木市で約158アールの農地を経営する農業者です。
- 経営規模拡大のため有償にて所有権を移転します。
- 8月19日に事務局と地区委員で現地調査を行いました。
- 譲渡人は、相続により農地を引き継いだ非農家で、保全管理も難しくなっていくことから、仲介に入った不動産業者の斡旋により、今回の申請に至りました。
- 譲渡人は、現在、譲受人世帯で畠が約6アールで露地野菜・果樹、田が約152アールで水稻を栽培し経営しています。農作業は譲受人と夫及び子が従事しています。
- 農機具は、トラクター、耕運機、田植え機、コンバインなど栽培に必要と思われる機械類が倉庫にあるのを確認しています。
- 農地法第3条の3要件である「農地のすべてを効率的に利用すること」については、申請地は自宅から車で15分ほどの位置にあり、効率的に利用することが出来ると考えます。
- 続けて「必要な農作業に常時従事すること」については、譲受人は農業に専従しており、農業経験も40年以上あります。また、夫及び長女も常時従事しており、労働力の確保は行えていると考えます。

最後に「周辺の農地利用に支障がないこと」については、有機農法での農業及び定期的な草刈りを行うとのことで、影響はないものと考えます。

なお、平塚市の圃場においても特段、周辺に影響が出ているような農地がないことも確認しています。

[議長]

議案第1号の1について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願ひします。

[地区担当委員]

(大田地区)

9月19日に譲受人立会いの下、圃場及び農機具の確認をしました。

また、22日には申請地20筆を確認しました。家族4人にて作付けに当たることです。有機栽培を始めて8年のことであり、転換地は、緑肥等で輪作していく予定です。販路も確定しており、地域の草刈りについても参加するとの意向がありました。問題ないものと考えます。

[議長]

事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第1号の1について、何かご質問、ご意見がございましたらお願ひいたします。

[議長]

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第1号の1について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

挙手全員。よって、議案第1号の1については、「原案のとおり許可する」といたします。

[議長]

議案第2号、非農地証明交付申請の承認について、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

今回2件の証明願がありました。

議案第2号の1について、申請地は池端字池ノ上の1筆、面積は91平方メートルです。

経過につきましては、昭和25年頃に最初に住宅と物置を建設し、同じ場所に昭和51年に住宅を建て替えて現在に至ります。

経過を証明する資料としては、昭和48年の航空写真と昭和46年の名寄せ帳が提出されています。

申請地は、平塚土木事務所にて既存宅地要件の審査が行われています。

申請地の南と東は畠、西と北は住宅に囲まれた地形で、特に周辺農地に支障は少なく、申請地は農地に復元することが著しく困難で他法令違反もありません。農地法違反で追求すべき要素もないため、今回非農地証明の手続きとなりました。

申請地の立地基準は、宅地や雑種地により分断され、残された農地が30アール未満である場合に該当し、第3種農地と判断されます。

続きまして、議案第2号の2について、申請地は上粕屋字久保の1筆、面積は227平方メートルです。

経過につきましては、平成5年頃に畠を宅地分譲とした時に通路として残した土地です。

奥の土地に行くため所有者の土地として残し、分譲時にはコンクリートブロックで敷地境を設けアスファルト舗装をして現在に至ります。

経過を証明する資料としては、平成8年の航空写真、平成6年度の名寄帳を提出しています。

申請地の南は宅地、北と東は道路、西は畠に囲まれ地形で、特に周辺農地に支障は少なく、申請地は農地に復元することが著しく困難で他法令違反もありません。農地法違反で追求すべき要素もないため、今回非農地証明の手続きとなりました。

申請地の立地基準は、宅地や河川により分断され、農地の広がりは10ヘクタール未満であることから「その他2種農地」と判断されます。

事務局の説明が終わりました。議案第2号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願ひします。

所有者及び購入予定である不動産業者にて現地立会いの下、9月25日に地区委員にて確認しました。

奥に残地となる農地については、今後、保全管理をしていくことでした。

全体として、法令等に問題がないため、支障なしと考えます。

地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第2号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願ひします。

【 質疑なし 】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第2号の1について、「原案のとおり承認する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

挙手全員。よって、議案第2号の1については、

「原案のとおり承認する」こととします。

続きまして、議案第2号の2につきまして、

地区担当委員から補足説明がございましたらお願ひします。

9月24日に地区委員にて現地確認しました。

住宅地内の通路として用途されていました。後に売買の上で、譲受人所有農地への通路として活用される予定であるとの説明を受けております。

周辺農地には、特に影響がないことを判断しました。

- [議長] 地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第2号の2について、何かご質問ご意見がございましたらお願いします。
- 【 質疑なし 】
- [議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
- 議案第2号の2について、「原案のとおり承認する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
- 【 挙手全員 】
- [議長] 挙手全員。よって、議案第2号の2については、「原案のとおり承認する」とこととします。
- [議長] 議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、農業経営基盤強化促進法第19条の規定による地域計画を定め、公告する前においては、最長で令和7年3月31日までの間、従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができます。
- 同意市町村である伊勢原市が新たに農用地利用集積計画を定める場合は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、「農業委員会の決定」が必要となります。
- 新規設定の申出が2件ありました。
- なお、決定いただける場合は、利用権始期が令和6年10月1日となります。
- 議案第3号の1について、日向字渕ノ上の1筆、1,124平方メートルの使用貸借の受け手となる者は、厚木市内の約2アールの所有農地にてサトイモ等を栽培しておりましたが、市の道路拡幅事業で用地買収されるため、この度、兄が所有している農地を借りて、引き続き、サトイモ等根菜類やキャベツ等の栽培を続けたいとのことから申し出のあつたもので、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。
- 次に、議案第3号の2について、沼目7丁目の9筆、計3,975平方メートルの賃貸借の受け手となる者は、約19アールの規模を耕作している認定新規就農者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。
- [議長] 事務局の説明が終わりましたので、審議に入ります。議案第3号について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。
- 【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第3号について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第3号については、「原案のとおり認める」ことといたします。

[議長] すべての審議がおわりました。

以上を持ちまして、第7回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。 【10時55分 終了】